

企年連発第261号

平成20年8月5日

会 員 各 位

企業年金連合会

理事長 徳永 哲男

(公印略)

企業年金連合会規約の一部を変更する規約の認可について

当連合会の事業運営につきましては、平素から格別のご理解、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、連合会の理事の定数の見直しに伴う企業年金連合会規約の一部変更については、平成20年7月31日に開催された評議員会において議決され、このほど、平成20年8月1日付で厚生労働大臣から認可されましたので、ご連絡申し上げます。

企業年金連合会規約の一部を変更する規約

第1条 企業年金連合会規約第16条を次のように改める。

(役員)

第16条 連合会に、役員として理事及び監事を置く。

- 2 連合会の理事の定数は、20人以内とし、監事の定数は2人以内とする。
- 3 理事及び監事は、評議員において互選する。ただし、特別の事情があるときは、評議員以外の者のうちから評議員会で選任することを妨げない。
- 4 理事長は、理事において互選する。
- 5 専務理事、常務理事を置くことができるものとし、理事のうちから理事会の同意を得て理事長が指名する。
- 6 年金たる給付及び一時金たる給付に当てるべき積立金(以下この章、第38条及び第13章(第86条第5項及び第6項を除く。)において「年金給付積立金」という。)の管理及び運用に関する連合会の業務を執行する理事(以下「運用執行理事」という。)は、理事会の同意を得て理事長が指名する。

第2条 企業年金連合会規約第25条第2項から同条第5項までを次の三項に改め、同条第6項以下を一ずつ繰り上げる。

- 2 専務理事は、理事長を補佐し、連合会の常務を統括する。常務理事及び法第157条第2項ただし書の規定により選任されたその他の常勤の理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐し、連合会の業務を執行する。
- 3 理事長は、第1項に規定する業務の一部を専務理事、常務理事又は法第157条第2項ただし書の規定により選任されたその他の常勤の理事に委任

することができる。

- 4 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、専務理事が、その職務を代理し、又はその職務を行い、専務理事に事故があるとき、又は専務理事が置かれていないとき、常務理事に事故があるとき、又は常務理事が置かれていないときは、理事長があらかじめ定めた順序に従い、常務理事又は法第157条第2項ただし書の規定により選任されたその他の常勤の理事が、理事長の職務を代理し、又はその職務を行う。

附 則

(施行期日)

この規約は、認可の日から施行する。

企業年金連合会規約変更理由書

第1条関係（役員）

1．変更理由

連合会の情報システムその他業務の重要性の増大等に鑑み、常勤理事の業務遂行の充実に図るため、理事の定数を増員するものである。

その他役員を選任に係る条文について所要の整備を行うものである。

2．変更内容

理事の定数「18人以内」を「20人以内」に改める。

第2条関係（職務分掌）

1．変更理由

専務理事、常務理事及びその他の常勤理事の業務執行範囲について理事長が定めるとともに、理事長に事故があるとき又は欠けたときの取扱いを明確にするものである。

2．変更内容

(1) 専務理事、常務理事及びその他の常勤の理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐し、連合会の業務を執行するとともに、理事長の業務の一部を委任することができることとする。

(2) 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、まず専務理事が、その職務を代理・代行し、専務理事にも事故等があるときは、理事長があらかじめ定めた順序に従い、常務理事又はその他の常勤の理事が、理事長の職務を代理・代行するものとする。

施行時期

この規約は、認可の日から施行する。

企業年金連合会規約 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">第 3 章 役員及び職員等</p> <p><u>(役員)</u></p> <p>第 1 6 条 <u>連合会に、役員として理事及び監事を置く。</u></p> <p>2 <u>連合会の理事の定数は、<u>2 0 人以内</u>とし、監事の定数は 2 人以内とする。</u></p> <p>3 <u>理事及び監事は、評議員において互選する。ただし、特別の事情があるときは、<u>評議員以外の者のうちから評議員会で選任することを妨げない。</u></u></p> <p>4 <u>理事長は、理事において互選する。</u></p> <p>5 <u>専務理事、常務理事を置くことができるものとし、理事のうちから理事会の同意を得て理事長が指名する。</u></p> <p>6 <u>年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金（以下この章、第 3 8 条及び第 1 3 章（第 8 6 条第 5 項及び第 6 項を除く。）において「年金給付積立金」という。）の管理及び運用に関する連合会の業務を執行する理事（以下「運用執行理事」という。）は、理事会の同意を得て理事長が指名する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 役員及び職員等</p> <p><u>(役員の数及び選任)</u></p> <p>第 1 6 条 連合会の理事の定数は、<u>1 8 人以内</u>とする。</p> <p>2 <u>理事長は、理事において互選する。</u></p> <p>3 <u>専務理事及び常務理事は、理事のうちから理事会の同意を得て理事長が指名する。</u></p> <p>4 <u>年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金（以下この章、第 3 8 条及び第 1 3 章（第 8 6 条第 5 項及び第 6 項を除く。）において「年金給付等積立金」という。）の管理及び運用に関する連合会の業務を執行する理事（以下「運用執行理事」という。）は、理事会の同意を得て理事長が指名する。</u></p> <p>5 <u>監事の定数は、2 人以内とする。</u></p>

(職務分掌)

第25条 (略)

2 専務理事は、理事長を補佐し、連合会の常務を統括する。常務理事及び法第157条第2項ただし書の規定により選任されたその他の常勤の理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐し、連合会の業務を執行する。

3 理事長は、第1項に規定する業務の一部を専務理事、常務理事又は法第157条第2項ただし書の規定により選任されたその他の常勤の理事に委任することができる。

4 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、専務理事が、その職務を代理し、又はその職務を行い、専務理事に事故があるとき、又は専務理事が置かれていないとき、常務理事に事故があるとき、又は常務理事が置かれていないときは、理事長があらかじめ定めた順序に従い、常務理事又は法第157条第2項ただし書の規定により選任されたその他の常勤の理事が、理事長の職務を代理し、又はその職務を行う。

5 ~ 8 (略)

附 則

(施行期日)

この規約は、認可の日から施行する。

(職務分掌)

第25条 (略)

2 専務理事は、理事長を補佐し、連合会の常務を統括するほか、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。

3 理事長は、第1項に規定する業務の一部を専務理事に委任することができる。

4 常務理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐し、連合会の常務を処理する。

5 法第157条第2項ただし書の規定により選任された理事(理事長、専務理事及び常務理事を除く。)は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐し、連合会の業務を処理する。

6 ~ 9 (略)